

日本への短期出張者の取扱い ビジネス上の悩みを解決します

ビジネスを遂行するうえで、短期出張は、社員や技術を最適な時に最適な場所へ動かすために有効です。しかし、短期間の出張だとしても、税金や社会保険、査証(VISA)、入国管理(イミグレーション)について理解し、タイムリーに処理しなければ、個人や雇用主にとって意図しないさまざまなリスクが生じる可能性があります。

こんな勘違いしていませんか？

出張で来日する従業員について、日本国外で給与が支払われる、あるいは外国企業に雇用されている場合は、日本で税金は課されない

✕ 国内法上、1日でも日本で役務を提供すると、その日本国内源泉給与所得に対して税金が発生します。

日本への出張者で日本滞在期間が183日以下の場合、給与所得に対して日本の税金は発生しない

✕ 租税条約により免税になる可能性がありますが、日本はすべての国と租税条約を締結しているわけではありません。また、租税条約が適用される場合で、出張者の日本滞在期間が183日以下であったとしても、免税にならない場合もあります。

注意点

- 人事部門や税金等を扱うその他の部署は、誰が、どこへ、どのくらいの期間出張するのか必ず把握できているとは限りません。
- 短期出張者は、異動元国(本国)でも継続して居住者と見なされることがあり、この場合には同じ所得に対して日本でも本国でも課税されることになります。
- 出張先国の会社が、出張者へ宿泊費のような現物給与を支払うケースがありますが、日本国外で支払われている給与について免税となる場合でも、この日本の会社が支払う現物給与については、日本の会社に源泉徴収義務が生じます。
- 出張者の出張先国における活動内容により、出張先国において恒久的施設(PE)を有していると見なされ、出張元国の企業に対し日本の法人税が課されることがあります。

まずは出張情報の把握を

人事・税金等担当部署は、各部署の管理者と密接に協力し、期間の長短に関わらず出張全般を把握する必要があります。そのために、情報管理体制を見直し、人事・税金等担当部署が出張情報を適宜トラッキングすることが重要です。

Deloitte ツール① Short Term Business Travel Calendar 滞在日数管理

デロイトの Short Term Business Travel Calendar は、従業員の出張日数を管理するツールとして有効です。出張者について、出張日数等、出張に関する情報を定期的に見直し、税務コンプライアンス上問題がないが常に管理することができます。



システムはオンラインで利用でき、従業員が日数データを更新すると、人事担当者は、その従業員の各国別滞在日数を表す管理レポートを作成することが可能です。

税務コンプライアンス上の問題を解決

会社側における税務コンプライアンス

本国、あるいは現地事業所それぞれに、会社側の雇用主としての税に関する何らかの義務があるかを理解しておくことが重要です。日本における非居住者は日本の社会保険の対象とはなりません、現地事業所が会社負担分を支払う可能性があります。

個人における税務コンプライアンス

租税条約上の免税が適用できない場合は、外国税額控除を行い、二重課税を防ぐために、本国と日本の両方において個人所得税申告書の作成が必要になる可能性があります。

また、申告書を提出することにより、会社側が個々の従業員の税務コンプライアンスについて把握し、外国人従業員が法令順守をしていないという批判を受けるリスク(レピュテーションリスク)を避けることができます。

法人における税務コンプライアンス

出張者の出張先国における活動内容によっては、PEの問題が発生し、外国企業に対し出張先国の法人税が課されることがあります。さらに、PEの問題が発生すると、条約上の免税が適用されず、その所得を出張先国の課税所得から除外することができなくなります。したがって、出張者に係る内部的な報告には財務部とも連携し、また、どのようなPEの問題にも対処できるよう、法人税のアドバイザーにも確認してもらう必要があります。

その他

日本は多くの国との間で一時的な滞在者にも適用される査証相互免除協定に加入していますが、それぞれの現地の要件を満たしているかについて、入国管理関係の弁護士に相談する必要があります。

Deloitte ツール②

Global Advantage Business Traveler 各国税務概要データベース

デロイトの Global Advantage Business Traveler は、出張先・元国との間で締結されている租税条約や現地税法等を考慮したうえで税務コンプライアンス上の問題を瞬時に表示することができます。



国によっては、事前の申告書提出義務があるので、出張前にコンプライアンス要件を調査することで、税務コンプライアンス違反リスクを最小限に抑えることができます。

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

ラッセル バード
russell.bird@tohatsu.co.jp Tel: 03-6213-3979

川井 久美子
kumiko.kawai@tohatsu.co.jp Tel: 03-6213-2519

飯塚 信吾
shingo.iizuka@tohatsu.co.jp Tel: 03-6213-3983

Tel: 03-6213-3800(代)
email: tax.cs@tohatsu.co.jp
会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co
税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。